

# 大谷學報

第六十卷 第三号

昭和五十五年十一月三十日発行

柘枝仙媛伝承の原像……………	堅田 修 (1)
中観説における「絶対否定の中道」……………	小川 一乘 (14)
——月称における空性の問題——	
ゲーテ研究 インド文学の受容と 対象的詩作 (I)……………	友田 孝興 (28)
回向論序説……………	江上 浄信 (40)
ホラーティウス『叙情詩集』 巻四第二歌の解釈 (II)……………	水野 有庸 (51)
春季公開講演会要旨	
古代バクトリア地域における クシャン文化の研究について……………	加藤 九祚 (67)
了祥の『歎異抄』研究……………	細川 行信 (71)
〈書評〉	
大谷大学国史学会編 論集『日本人の生活と信仰』……………	佐々木令信 根井 浄 (75)
〈新刊紹介〉……………	
彙報……………	(84) (83)
概念学習の仮説検証モデル……………	藤田 昭彦 (1)

大 谷 大 学

大 谷 学 会

教育と教養……………石原 鉄雄

—教育の基幹概念—

『宇治拾遺物語』と話主……………片岡 了

《蓮宗宝鑑》管窺……………安藤 智信

—契嵩とのかかわりをめぐって—

苦悩の意味……………池上 哲司

宗教的実践の課題……………秦 治人

—大行の開く世界—

新刊紹介

昭和五十四年度 修士・卒業論文題目一覧

天台智顛における  
大乘戒の組織と止観……………福島 光哉

ホラーテイウス『叙情詩集』

卷四第二歌の解釈(Ⅰ)……………水野 有庸

還元の問題……………晁鳥 哲夫

「情操」という用語の起源と  
定着過程についての考察……………佐々木正昭

—明治期心理学史を中心に—

昭和五十四年度 特別研究員研究発表要旨

新刊紹介

本学女子学生の体育実技種目に

対する嗜好性の変化……………中桐 伸吾

—評定尺度法と一対比較法による比較から—

# THE OTANI GAKUHO

( THE JOURNAL OF  
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES )

## CONTENTS

### Articles :

- A Prototype of the Tsuminoe Yamahime Tradition...*Osamu Katata* ( 1 )
- The Middle Way of Absolute Negation  
in Mādhyamika Theory.....*Ichijō Ogawa* ( 14 )  
—Candrakīrti's View of Śūnyatā—
- Goethe und Indische Dichtung .....*Takaoki Tomoda* ( 28 )
- Prolegomenon to the Doctrine  
of Merit Transference (*Ekō*) .....*Jōshin Egami* ( 40 )
- An Interpretation of Horace's *Odes* 4, 2 (II) .....*Aritsune Mizuno* ( 51 )
- Hypothesis-testing Models  
of Concept Identification.....*Akihiko Fujita* ( 1 )

### Miscellaneous

---

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY  
OTANI UNIVERSITY  
KYOTO, JAPAN

## 大谷学会規程

会務を統理する。

第七条 1、委員は十名とし、教授会に

四月一日から施行する。  
2、昭和三十七年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する。

第一条 大谷大学に大谷学会を置く。

第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・社会学・史学・文学、その他の学術

研究と発表をおこなうことを目的とする。

3、委員の任期は二年とする。但し再任をさまたげない。

### 大谷学会役員

委員 岩見 至 大屋 憲一

柏原 祐泉 高橋 憲昭

内藤 史朗 名畑 崇

広瀬 英一 細川 行信

箕浦 恵了 山本 唯一

第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。

一、季刊「大谷学報」の発行

二、「大谷大学研究年報」の発行

三、研究会及び公開講演会の開催

四、その他必要な事業

第九条 会員の会費は年額金四千円とする。但し、学生会員は貳千円とする。

第四条 1、本会は大谷大学大学院・文学部並びに短期大学のすべての教育職員及び学生をもって会員とする。

2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員となることができる。

第一〇条 1、本会の経費は会費をもつてこれに当てる。

2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員となることができる。

2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。

第二一条 本会の事務は、教務課の所管とする。

第五条 本会に左の役員を置く。

一、会長

二、委員

第二二条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

第六条 会長には大谷大学学長が当り、

附則 1、この規程は昭和五十五年

昭和五十五年十一月三十日発行

編集兼 大谷学会 訓 覇 暉 雄

発行者 西村 七 兵 衛

印刷者 西村 七 兵 衛

京都市北区小山上総町  
大谷大学内

発行所 大谷学会

振替 京都一八三九三番  
電話(〇七五)四三三三三二代  
郵便番号 六〇〇三